

平成24年5月

## 事務事業概要

防災対策部

## 事務事業概要

項目	概要
<p>(防災対策総務課) 課長 別所喜克 (059-224-2181)</p> <p>1 防災気象情報等の収集・伝達</p>	<p>1 防災気象情報の収集・伝達 災害の予防・軽減を図るため、各種の気象情報や地震情報等の各種情報を収集し、関係機関に伝達する。</p> <p>2 防災情報提供プラットフォームの管理・運営 防災情報システムにより、災害発生時、迅速・的確に被害情報を収集するとともに、「防災みえ.jp」により、県が収集したライフライン情報や被害情報等を県民に提供する。</p> <p>3 防災行政無線の管理・運営 気象警報・注意報をはじめとする防災気象情報について、防災行政無線（地上系・衛星系）やインターネット等を活用して、市町等に迅速かつ確実に伝達し、災害防止に努める。</p> <p>4 衛星系防災行政無線の整備 衛星系防災行政無線について経年劣化により障害が頻発していることや、災害対策に求められる情報が多様化・大容量化していることから、衛星系設備の更新・次世代化を進める。</p>
<p>(消防・保安課) 課長 辻 司 (059-224-2108)</p> <p>2 消防対策</p>	<p>1 消防体制の強化 消防体制の充実強化を図るため、消防の広域化を進めるとともに、消防救急デジタル無線の広域化・共同化に向けた準備に取り組む。</p> <p>2 傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準の運用 消防法の改正を踏まえ策定された「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の運用を行うとともに、傷病者の症状等に対応できる医療機関への迅速かつ適切な救急搬送を確保するための体制を構築する。（健康福祉部地域医療推進課と共管）</p>

項 目	概 要
	<p>3 緊急消防援助隊制度の運用 緊急消防援助隊の訓練の支援や三重県隊の応受援計画の見直し等、緊急消防援助隊制度の効果的な運用を行う。</p> <p>4 救急救命士等の資質の向上 救急業務の高度化への対応と救命率の向上を図るため、救急救命士の気管挿管や薬剤投与に係る講習や病院実習等を進め、救急救命士等の知識や技術の向上を図る。</p> <p>5 消防団の活性化 団員数の減少・高齢化等の課題をかかえる消防団について活性化を図るため、条例定数の確保、地域住民への情報発信、機能別消防団の設置促進などの対応方針に基づき、入団促進活動や研修等の諸事業を行う。</p>
3 予防・保安対策	<p>1 高圧ガスの保安 (1) 高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、消費に係る許認可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施する。また、高圧ガス保安担当者に対して、保安講習やハザード低減対策研修等を行い、コンプライアンスを徹底することで、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵の許可、製造施設等の完成検査及び保安検査等を実施するとともに、保安講習を行い、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>2 火薬類の保安 火薬類取締法に基づき、火薬類の製造、販売、貯蔵等に係る許認可、火薬庫等の完成検査及び保安検査等を実施するとともに、保安講習を行い、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>3 猟銃製造販売の適正管理 武器等製造法に基づき、獵銃等の製造、販売等の許可及び立入検査等を実施するとともに、警察本部と協働して、盗難、不正流通等を防止し、保管、管理の徹底を進める。</p>

項 目	概 要
	<p><b>4 電気関係の保安</b></p> <p>(1) 電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき、電気工事業の登録、更新、電気工事業者の事務所の立入検査等を実施し、事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p> <p>(2) 電気用品安全法に基づき、電気用品販売店に対する立入検査を実施し、不良品の市場流出防止、事故防止を図る。</p>
	<p><b>5 住宅防火及び火災予防の推進啓発</b></p> <p>増加傾向にある火災による死者数を減らすため、消防本部と連携して住宅用火災警報器等の普及促進を図り、県民（特に高齢者等）及び事業所等の防火意識を高める。</p>
	<p><b>6 危険物取扱者及び消防設備士講習の実施</b></p> <p>危険物取扱者及び消防設備士に対して講習を実施し、危険物施設等における事故の発生及び災害拡大の防止を図る。</p>
	<p><b>7 石油コンビナート防災対策</b></p> <p>石油コンビナート等災害防止法に基づき、三重県石油コンビナート等防災計画を定め、高圧ガス保安法、消防法等の個別法による規制のほか、石油コンビナート等特別防災区域を一体としてとらえた防災体制の確立を促進する。</p>
<p>（防災企画・ 地域支援課）</p> <p>課長 小林修博 (059-224-2184)</p> <p><b>4 防災・減災対策 の推進</b></p>	<p>発生が危惧されている東海・東南海・南海地震等の大規模地震や、広域に甚大な被害を及ぼす台風や近年増加傾向にある局地的大雨等に風水害に備え、総合的かつ計画的な防災・減災対策の推進を図る。</p> <p><b>1 三重県防災対策推進条例の推進</b></p> <p>防災意識の高揚と、県・県民・事業者等の責務の明確化を目的に制定した三重県防災対策推進条例の普及啓発を図るとともに、「自助」「共助」「公助」の取組を推進する。</p>

項目	概要
2 新地震対策行動計画（仮称）等の策定	東日本大震災で明らかになった課題や問題点をふまえ、新たな防災・減災対策を計画的に推進するため、国の被害想定をふまえた県内の地震被害想定調査を実施するとともに、三重県新地震対策行動計画（仮称）を策定する。
3 市町の減災対策支援	市町が実施する避難対策、強震動対策、孤立化防止対策、避難所緊急整備に係る減災対策に支援する。
4 市町防災力の向上	地域防災力向上の重要な役割を担う市町が、自らの防災力の強み・弱みを認識し、効果的な防災対策をより一層推進するために、災害対策本部の設置に伴う図上訓練等の取組を支援する防災技術専門員・指導員を派遣する。
5 防災人材の育成	災害に強い地域づくりを進めるため、新たに女性や次世代を担う子どもたちを対象とした防災人材の育成に緊急に取り組むとともに、地域防災力の核となる自主防災組織リーダーやみえ防災コーディネーターの活動を支援する。
6 自主防災組織の促進	県内全地域において自主防災組織の活動の活性化が重要なことから、地域特性に応じた訓練等の防災活動を促すための事業を展開する。
7 企業防災力の向上	地域防災力の向上には、地域の一員である企業・事業所の防災力向上が必要であることから、企業自らの取組を促進するため、業務継続計画の作成促進などをテーマとした研修会を実施する。 また、「みえ企業等防災ネットワーク」の活動支援を通じて企業防災力の向上を図る。
8 地域防災対策の普及啓発	東日本大震災や紀伊半島大水害を契機とした防災意識の高まりを実際の行動へつなげるため、「備える・逃げる」に重点を置いたメディアによる広報活動を実施する。

項目	概要
(災害対策課) 課長 田中貞朗 (059-224-2189) 5 防災体制の整備	<p>1 災害対策本部体制の整備 多様な災害に迅速かつ的確に対応できるよう訓練等を通じて、災害対策本部体制を定期的に検証するとともに、体制の精度向上を目指す。</p> <p>2 県と市町の広域支援体制の見直し 東日本大震災と紀伊半島大水害の教訓を生かし、県と市町の広域支援体制を実効性のあるものに見直す。</p> <p>3 広域防災拠点施設の整備 「三重県広域防災拠点構想」に基づき、伊賀地域に整備を進めている広域防災拠点を完成させるとともに、残る北勢地域の広域防災拠点整備の検討及び広域防災拠点構想全体の検証を行う。</p> <p>4 県職員の防災対応力向上 県災害対策本部の機能が迅速に発揮できるよう、防災研修会、情報伝達訓練及び非常参考訓練等の実施により、防災に対する職員の意識向上など災害対応力の向上を図る。</p> <p>5 防災訓練の実施 地震災害等の自然災害に備え、県民の防災意識の高揚と県、市町、防災関係機関、自主防災組織、N P O等の防災協力体制の強化及び防災対応力の向上を目的に、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓を踏まえた実動訓練や、図上訓練等を実施し、地域防災計画等の検証を行う。 また、国民保護措置にかかる職員の対処能力の向上及び関係機関との連携強化を図るため、危機管理課と共同して国民保護訓練を実施する。</p> <p>6 防災ヘリコプターの運航管理 消防防災体制の充実強化を図るため、県内の消防本部から派遣された消防職員による防災航空隊を組織し、平成5年4月に導入した防災ヘリコプター「みえ」を活用して、救急活動、救助活動、災害応急対策活動、山林火災消火活動等を実施する。</p>

項 目	概 要
<p>(危機管理課) 課長 上村一弥 (059-224-2734)</p> <p>6 危機管理の推進</p> <p>7 国民保護の推進</p>	<p>全庁的な危機発生時の対応のほか、危機情報の早期把握と対応、リスク情報の収集・共有、研修・訓練の実施、各部局等の危機管理に対する助言、支援、連絡調整を行うなど、全庁的な危機管理の推進に取り組む。</p> <p>国民保護訓練を通じて、県の国民保護措置を総合的に実施するための方針立案、調整、進行管理等を確認・検証するとともに、検証結果を三重県国民保護計画等に反映し、より実効性のあるものにしていく。</p>